## 電気通信大学保健管理センター・学生支援センター連絡会議規程

令和 3年 1月13日

(設置)

第1条 電気通信大学に保健管理センター・学生支援センター連絡会議(以下「連絡会議」 という。)を置く。

(目的)

第2条 連絡会議は、保健管理センター及び学生支援センター(以下「センター等」という。)の連携を図り、全学的な見地から学生の保健管理、メンタルヘルス、障害学生支援等に関する事項を検討することを目的とする。

(構成員)

- 第3条 連絡会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
  - (1) 学長が指名する理事
  - (2) 学長が指名する副学長
  - (3) 保健管理センター長
  - (4) 学生支援センター長
  - (5) 保健管理センター所属の専任の教員
  - (6) 学生支援センター障害学生支援室所属の専任の教員
  - (7) 学務部学生課長
  - (8) その他学長が必要と認めた者

(審議事項)

- 第4条 連絡会議は、第2条に規定する目的の達成のため、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - (1) センター等の連携の強化に関すること
  - (2) 支援が必要な学生の対応に関すること
  - (3) その他センター等の連携に関し必要なこと

(議長)

第5条 連絡会議に議長を置き、第3条第1号の者をもって充てる。

(副議長)

- 第6条 連絡会議に副議長を置き、構成員の中から議長が指名する。
- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。 (議事)
- 第7条 連絡会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。 (構成員以外の出席)
- 第8条 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者を連絡会議に出席させ、意見を聴く ことができる。

(学生支援専門スタッフ連絡会)

第9条 連絡会議に、第4条第2号に規定する事項を検討するため、電気通信大学保健管

理センター・学生支援センター連絡会議学生支援専門スタッフ連絡会を置く。

2 前項に定めるもののほか、学生支援専門スタッフ連絡会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 連絡会議に関する事務は、学務部学生課において行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、連絡会議に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。